

# 甘肅・臨沢出土の西晋簡と孫氏一族

## — 臨沢出土西晋簡研究 (一) —

町 田 隆 吉

キーワード：甘肅 臨沢 西晋 木簡 訴訟文書 孫氏

### 1. はじめに

中国の河西回廊の中部、甘肅省張掖市の北西に位置する臨沢県城の西南 4.5 km に黄家湾灘墓群がある（場所は北緯 39 度 7 分 51 秒、東経 100 度 7 分 35 秒に位置する。海拔 1473m、東西 3000m・南北約 200m の範囲に存在）。2010 年の 6 月から 8 月にかけて、甘肅省文物考古研究所の委託を受けた南京師範大学文博系がここでの発掘調査を行った〔馬 2011、2012〕。これは甘新鉄道新線の建設工事にともない実施されたものである。

臨沢県は、黒河とその支流、梨園河（大沙河）によって形成されたオアシスである。そこからさらに黒河に沿って北西に進むと高台县にいたるが〔中尾 2011、2015〕、近年、この黒河中流域に営まれた墳墓群より晋・十六国時代の簡牘が出土して注目を集めている（例えば〔町田 2012、2013a〕〔呉 2012〕などを参照）。このうち臨沢県の黄家湾灘墓群に関する正式な発掘報告書は、現時点（2015 年 9 月 23 日）でまだ公刊されていないが、同墓群の 23 号墓（M23）から出土した木簡 27 点について、楊国誉氏（当時、南京師範大学院生）はその配列を試み、2012 年に釈文並びにそれにかかわる研究を公表した〔楊 2012〕。そのなかに「建興元年」（313 年）という紀年の記されたふたつの木簡（簡番号 6294、6288。以下、簡番号は〔楊 2012〕に拠る）が含まれていたことから、これらの木簡は西晋の愍帝期のものであること、さらにその内容は臨沢県に居住する孫氏一族における塙と田（不動産）をめぐる、現代でいう民事訴訟にかかわる文書であることが知られるようになった（ここでは、この一連の木簡群を〔周・李 2013〕〔趙・周 2013〕にならい、ひとまず「西晋建興元年（313 年）十二月臨沢県廷決断孫氏田塙案冊」と称することにする。以下、「案冊」と略記）。「案冊」が、この時代の県レベルの行政のあり方（この場合は裁判であるが）や県城（オアシス）周辺の塙に居住していた孫氏一族のありようを研究するにあたって、重要な役割を果たすと考えられている。そうした貴重な史料であるにもかかわらず、発掘報告書が未刊行のため木簡の写真を確認することができないこともあり、〔楊 2012〕以後に発表された研究（参考文献を参照。内容は、孫氏一族（宗族）、戸籍、塙と

郷里制、民事裁判の手続き、占田・課田制、田産の継承＝相続と売買、租佃など多岐にわたる)は、基本的には楊氏の釈読をふまえたものになっている。しかしながら、楊氏の釈読も文字の読み誤りや句読の誤りが認められる部分もあり、これに対しては、たとえば張榮強氏によって修正がくわえられている。ここでは、「案冊」にかかわる多岐の論点について私見を述べることは他日を期すこととし、まずは楊氏が示した釈文の検討から始めたい。そのうえで、新たな釈文をもとに孫氏一族におこった塙・田(不動産)をめぐる民事訴訟(訴訟文書の形式などを含む)の記録について正確に読み解きたいと考えている。そのため、ここでは、未だ不確定な文字及び内容を含む「案冊」を読み解くための基礎作業を中心にすすめることにしたい。したがって、まず現時点での釈文の到達点を示すとともに、釈文に記された当事者である孫氏一族の親族関係について具体的に明らかにしたいと考えている。というのも、後者については、現在、いくつかの解釈が示されているのであるが、必ずしも当を得ているとは思われないからである。すなわち、小稿は「案冊」の内容を理解し、その史料としての性格を確認するための基礎作業として位置付けられよう。

## 2. 臨沢黄家湾灘墓群 23号墓出土「案冊」釈文

それでは、まず「案冊」に関する釈文の整理をしておきたい。これまで正式な報告書が刊行されていないため、先に述べたように[楊 2012]によって公表された釈文が多くの論文で取り上げられてきた。このうち実見(もしくは写真)にもとづく釈読と考えられるのは[楊 2012]のみで、その後使用される釈文はおおむね[楊 2012]を踏襲してきたと思われる。ただ、張榮強氏は、甘肅省文物考古研究所から提供された写真によって釈読し直したという[張 2014](なお、張氏の場合も双行簡の改行箇所は示されていない)。したがって、ここではおもに[楊 2012]と[張 2014]の釈文を比べて若干の注を付し、より適当と思われる釈文(句読も含む)を示すことにつとめたい。また簡番号をゴチックで示したものは、2014年3月に北村 永、市来弘志の両氏が同研究所を訪れた際に撮影を許可された木簡(16点)の写真(不鮮明な部分を含む)の提供をうけた筆者が、[楊 2012][張 2014]の釈文を確認しつつ改行などの修正を加えたことを示している<sup>1</sup>。

ところで、2015年9月20日に東京大学で開かれたシンポジウム「後漢・魏晉簡牘研究の現在」において、筆者は「甘肅・臨沢出土の西晋簡をめぐる(稿)」と題して「案冊」についての報告をしたが、そのおり中国の社会科学院歴史研究所の凌文超氏がコメンテーターとして来日され、筆者の示した釈文に対して文字の異同を含む貴重な助言をいただいた[凌 2015]。たとえば簡番号のうち下線が付されたものは、凌氏の教示により改行したものである<sup>2</sup>。これによって双行簡で不明だった改行箇所が判明するなど現時点での釈文の到達点を示せるだけの内容になったと考えている<sup>3</sup>。

「案冊」全体を通読してみると、本訴訟の審理過程では、原告の孫香による陳述(県に呼び出され確認をうけたときのものか?)、被告の孫發と孫金龍2名による陳述、臨沢県

令の指示の命、それを受けた宗長の孫丞が具申した本件に対する意見、戸曹掾史の王匡と董惠による判決案、県の裁可（この部分はほとんど残っておらず、不分明というべきか）からなっていたと思われるので、ここではそうした内容のまとまりごとに1行分を空けている。なお、原告の孫香による陳述から宗長である孫丞による意見具申までの部分は双行（但し6296・6319簡を除く）で、戸曹掾史の王匡と董惠による判決案を記した木簡からは単行で記されていることに注意を促しておきたい。以下、釈文に対して必要に応じて注を付した。なお、文書名のあとの（ ）内は「案冊」にかかわる情報を記しており、【文】とは「案冊」の釈文が掲載されている文献を示している。

・西晉建興元年（313年）十二月臨沢県廷決断孫氏田塢案冊

（2010年、甘肅省張掖市臨沢県城西南4.5km、黄家湾灘墓群23号墓〔M23〕出土。木簡27枚、法量不明、約900字。【文】楊2012、賈2012、趙・周2013、周・李2013、町田2013b・2015、趙寧2014、魯2014、羅2014、張2014、柿沼2015、凌2015）

6300 十二月四日、故郡吏孫香對、薄祐九歳喪父母、爲祖母見養。

年十七祖喪亡\*、香單弱、時從兄發・金龍具（=俱）偶居城西舊塢、

\* 喪土、張氏作喪亡、是也。今從之。

6301 以塢西田借發・金龍構佃。發・金龍自有舊塢在城北、金龍中自還

居城北、發住未去。發有舊田塢賣与同縣民蘇騰、今因名香所

6303 借田、祖母存時与買、无遺令及託子姪券書以田与發之文。祖

父母存時、爲香父及叔・季分異\*、各有券書。發父兄弟分得城北田

\* 分異、張氏作分爨、非也。以下同。

6313 塢二處。今自憑兒子強盛、侮香單弱、辭誣祖母、欲見侵奪。乞共

發・金龍對共校盡。若不如辭、占具壯（=裝）\*二具入官。對具。

\* 牡、張氏作壯、是也。今從之。以下同。

6298 十二月六日、老民孫發對、被召\*、當与從庶弟香了所居塢田。亡\*父同産兄弟

三人、庶叔三人共同居同籍、皆未分異。荒毀之中、俱皆亡没、唯祖母

\* 被名、張氏作被召、是也。今從之。 \* 土、張氏作亡、是也。今從之。

6296 存在、爲發等分異。弟金龍繼從伯得城北塢田、發當與香

6309 共中分城西塢田。祖母以香年小、乍\*？勝？田二分、以發所得田分少、割金龍田六十

畝益發。塢與香中分、臨？藁塢、各別開門。居山作埧塘、種桑榆杏柰。

\* 乍、或者作丘、不知其孰是。

6305 今皆茂盛。注列黄籍\*、從來冊餘年\*。今香横見誣言、云發借

- 田寄居、欲死誣生、造作無端。事可推校。若不如對、占人馬具壯 (= 裝) 入官。  
 \* 會皆民盛論列黃籍、張氏作今皆茂盛注列黃籍、是也。今從之。 \* 四十餘年、張氏作卅餘年、是也。今從之。
- 6319 對具。〔以下、書体が異なる。文意通ぜず。後人の追記か〕到立、下重自了、里令分割。  
 \* 6319 簡、張氏置於 6282 簡与 6283 簡之間、非也。
- 6307 十二月七日、民孫金龍對、被召、當了庶從弟香所争田。更遭荒破、父母亡没\*。唯有祖母存在、分異、以金龍繼養亡從伯、後\*得城北田、祖母亡没、張氏作亡没、是也。今從之。 \* 復、張氏作後、是也。今從之。
- 6315 母割金龍田六十畝益發。分居以來卅餘年、今香・發諍、非金龍所知。有從叔丞可問。若不如對、占人馬具壯 (= 裝) 入官。對具。
- 6294 建興元年十二月壬寅朔\*十一日壬子、臨澤令髦? 移\* 〔以下、空白〕  
 孫司馬。民孫香・孫發・孫金龍兄弟共諍田財、詣官紛云、以司馬爲證、寫  
 \* 初、張氏作朔、是也。今從之。 \* 髦? 初?、張氏作髦? 移、是也。今從之。
- 6292 辭在右。司馬是宗長、足當知盡。移達\*、具列香兄弟部分券書、會月十五日、須得斷決如律令。 〔以下、空白〕  
 \* 足當知書移達、凌氏作足當知盡移達、是也。今從之。
- 6288 建興元年十二月壬寅十五日丙午 (辰カ?)、户民孫丞敢言之、 〔以下、空白〕  
 臨澤廷移\* 壬子書、民孫香・孫發訟田、丞是宗長、足知盡。香・發早各  
 \* 逢被、張氏作廷移、是也。今從之。
- 6290 自有田分。香父兄弟三人孫蒙・孫弘・孫翹、皆已亡没\*。今爲平決\*。使香自繼其父  
 蒙。祖母存時、命發息爲弘後、無券、香所不知。  
 \* 土没、張氏作亡没、是也。今從之。 \* 平史、張氏作平決、是也。今從之。以下同。
- 6311 翹獨無嗣、今割香・發田各卅\*畝及塙舍分、命親屬一人以爲翹  
 祠 (= 嗣)。平決已了\*。請曹理遣 (= 讜)、敢言之。  
 \* 楊氏作四十。案、四十当作卅。 \* 平決已了、凌氏作平決已了、是也。今從之。
- 6323 户曹掾史王匡・董惠白、民孫香・孫發・孫金龍共諍田塙相  
 6327 誣冒、未問從叔丞、移丞列正、今丞移報、香・發早自有田  
 6325 分。香父兄弟三人、孫蒙・孫翹・孫弘皆亡没。今爲平決。  
 6321 使香自繼其父蒙。祖母存時、命發息爲弘後、無券  
 6286 書、香不知。翹無嗣、今割香・發田各卅畝及塙舍分、命親  
 6317 屬一人爲翹繼。香・發占對如丞所斷爲了\*。香・發兄弟  
 \* 如丞所斷爲了、凌氏作如丞所斷爲了、是也。今從之。

6281 不和、還相誣言、不從分理、詣官紛云、興長訟、請求？\*官法。

\* 請求、張氏作訴平。不知其孰是。

6280 請事諾、罰香・發鞭杖各百五十、適行事再\*聽如丞。

\* 一用、張氏作再、是也。今從之。

6284 移使香・發人出田冊畝及塙舍分与繼者。又金龍未相

6282 争、田爲香所認、前已罰冊、養不生？謹問如用。

[ ] 不□

6283 教諾田錢□、但五十教迷？□□…… [文字不鮮明のため意不明]

「案冊」は、西晋の建興元年（313年）12月に孫氏一族内で生じた塙と田の所有をめぐる民事訴訟の記録である。塙と田の所有権をめぐる孫香が従兄の孫發・孫金龍の両名を臨沢県に訴えたことに端を発するこの案件は、12月4日・6日・7日において関係者3名の陳述（原告：孫香の「對」[もしくは「辞」、被告：孫發と孫金龍の「對」]がなされ、これを受けて12月11日に臨沢県令の髦は孫氏一族の宗長である孫丞（「孫司馬」とも表記される）に本訴訟への対応についての意見を12月15日までに提出するように命じた。その命を受けて12月15日に孫丞による意見が出され、それを受理した戸曹掾史の王匡と董惠はその内容に沿って県としての判決原案を作成したと考えられる。6283簡冒頭に「教諾」とあるので県令による裁可がおりたと推測されるが、残念ながらその後の文字が不鮮明であるため確認することはできない。ここには、孫氏一族の内部でおこった財産争いでとられた臨沢県の対応の流れが具体的に示されており、民事裁判における西晋末期の県レベルでの対応のありようをつぶさに看取することができる。

ところで、被告のひとりである孫金龍によって本訴訟について事情をよく知る人物として「可問（問うべし）」と名前をあげられたのは宗長で従叔の孫丞であった。孫氏一族は財産分与以前も以後も臨沢県城周辺の塙に居住していたと思われるが、その宗長である孫丞は、県への上言に際して自らを「戸民」と称しているものの、県令が発信する移文の宛名として「孫司馬」と記されているように、かつて司馬の任にあった（あるいは現在も司馬の任にある）人物であると考えられる。こうした在地社会における宗長を、財産分与の事情を知っているとのことで、訴訟への対応に県は利用しており、これは地方での秩序維持のシステムのなかに在地社会の有力者を取りこんでいる事例であるともいえよう。

### 3. 孫氏の親族関係

それでは、本訴訟を理解するうえで必要な孫氏一族の親族関係について整理をしておきたい。その際、原告・被告をはじめとする関係者の陳述などの中で語られる自称及び他称を手懸りに作業を進めてみたい。まず、「案冊」で使用されている自称・他称などの語を取り出して整理してみると次のようになる。

- 「故郡吏」孫香： 「父母」「祖父母」「祖母」「子姪」  
「從兄(孫)發・(孫)金龍」  
「(孫)香父及叔・季」「(孫)發父兄弟」「兒子」  
|| ||
- 「老民」孫發： 「庶叔三人」「亡父同産兄弟三人」(⇒亡父の世代は6名)  
「從庶弟(孫)香」「祖母」  
「弟(孫)金龍」→「從伯」の後継
- 「民」孫金龍： 「庶從弟」(=孫香)「父母」「祖母」  
孫金龍→「亡從伯」を継養  
「從叔(孫)丞」
- 臨澤令髦？： 「孫司馬」「宗長」(=孫丞)  
「民孫香・孫發・孫金龍兄弟」「(孫)香兄弟」
- 「戸民」孫丞： 「民孫香・孫發」  
「(孫)丞是宗長」  
「(孫)香父兄弟三人」=孫蒙・孫弘・孫翹  
孫香→「其父(孫)蒙」を継承  
「(孫)發息」→孫弘の後継「祖母」  
「親屬一人」→孫翹の後嗣

戸曹掾史

- 王匡・董惠： 「民孫香・孫發・孫金龍」「從叔(孫)丞」  
「(孫)香父兄弟三人」=孫蒙・孫弘・孫翹  
孫香→「其父(孫)蒙」を継承  
「(孫)發息」→孫弘の後継「祖母」  
「親屬一人」→孫翹の後嗣  
「(孫)香・(孫)發兄弟」

それでは、原告の孫香、被告の孫發と孫金龍、臨沢県令の命で宗長として意見を具申した孫丞、さらに臨沢県令及び戸曹掾史の王匡・董惠の言から当事者の身分の確認をしておこう。孫香は自ら「故郡吏(もとの郡吏)」と述べているが、宗長の孫丞と戸曹掾史の王匡・董惠の言には「民の孫香・孫發(・孫金龍)」とあり、原告・被告の三人ともに現在は民籍にあったことがわかる。おそらく孫香の場合、いつの時点かで吏籍から民籍に移ったものと思われる。その從兄の孫發の場合は、自ら「老民」と称している。この「老」字が『晋書』卷26食貨志にみえる正丁(16歳～60歳)、次丁(13歳～15歳、61歳～65歳)、老(66歳以上)、小(12歳以下)の規定を意識しての使用であったとすれば、このとき66歳以上であったことになる。また孫丞は臨沢県令から「孫司馬」と呼ばれているので、司馬の職についたことがあった(もしくは今も司馬の職にある)と思われるが、現在は「戸民」を自称しており、民籍に付されているようにみえる。

それでは、次に「案冊」に記された呼称をもとに孫氏の親族関係を確認していきたい。まず被告とされた孫發と孫金龍であるが、孫發が孫金龍を「弟」と呼んでいることから、2人は実の兄弟であったことがわかる。また、原告の孫香は孫發、孫金龍兄弟を「従兄」と呼んでおり、この2人は孫香より年長の従兄（いとこ）であった。その一方で、孫發・孫金龍兄弟は孫香に対して「庶」字を付した「従庶弟」「庶従弟」と呼んでおり、孫香が庶系で年少の従弟（いとこ）であったことが知られる。なお、県令及び戸曹掾史は、同じ排行の孫香、孫發、孫金龍の3人を「兄弟」と表現する。以上から、おそらく孫發・孫金龍兄弟は嫡系、孫香は庶系であったと考えられる。「案冊」に見える孫香たちの世代は、これら3人のみである。

次に孫香、孫發、孫金龍より一世代前（父親の世代）に目を転じてみよう。孫香の言に①「香父及叔・季（孫香の父と〈孫香の〉叔父と季父）」とあり、②「發父兄弟（孫發の父と〈その〉兄弟）」とあるが、先の推測をふまえると、前者は庶系、後者は嫡系を指すことになる。これに対応すると思われる孫發の語がa「庶叔三人（庶系の叔父3人）」とb「亡父同産兄弟三人（亡父の同産の兄弟3人）」であろう。孫發にとってのa「庶叔三人」とは、孫香のいう①「香父及叔・季」の3人にあたり、同じくb「亡父同産兄弟三人」とは、孫香のいう②「發父兄弟」に相当すると考えてよい。したがって、孫發の父とその兄弟は、いずれも孫香にとって伯父にあたることになり、同様に孫香の父とその兄弟は、いずれも孫發にとっては庶系の叔父ということになる。また、孫發の弟の孫金龍は、兄の孫發の言に「従伯」の継嗣になったとあり、金龍自らも「亡従伯」の継嗣になったと述べているので（なお、この「従伯」には「庶」字が付されていない）、b「亡父同産兄弟三人」のうちの年長者をさすものと推測できよう。さらに孫金龍は、財産分与（分異）にかかわる40年余り前からのいきさつを知る人物として「従叔」の孫丞の名をあげているが、この人物こそb「亡父同産兄弟三人」のなかの年少者であったと見なしてよいように思われる。したがって、孫發、孫金龍兄弟の父は、b「亡父同産兄弟三人」の真ん中に位置すると推測できるのではないだろうか。

孫香の父とその弟については、「従叔」孫丞の意見＝「敢言之」文書とそれを容認した戸曹掾史の王匡・董恵の「白」文書のなかに、孫蒙・孫弘・孫翹の3人の名がみえる。このうち「使香自継其父蒙（孫香には自らその父孫蒙のあとを継承させた）」とあるので、孫香の父が孫蒙であることは確かである。また、孫丞の言に、孫香たちの祖母が存命中に「發息（孫發の息男）」を孫弘の後継者として決めており、いまだ後継者のいなかった孫翹には新たに後継者として「親屬一人」をあてようとしている（これは、戸曹掾史の王匡・董恵の「白」文書でも同じ）。つまり、孫香、孫發、孫金龍の父にあたる世代についていえば、嫡系では孫發・孫金龍兄弟の父とその兄弟、すなわち孫金龍が継嗣となった「従伯」、そして「従叔」で宗長の孫丞とあわせて3人がいたはずである。一方、庶系では孫香の父の孫蒙、その二人の弟の孫弘と孫翹の3人がいたと考えてよいであろう<sup>4</sup>。この訴訟がおこされた建興元年（313年）の時点で、孫香、孫發らの父の世代では孫丞のみが存命であつ

たことにより、孫氏一族の取りまとめ役として宗長とされていたのではないだろうか。

孫香たちの父親の世代は、魏晋交替期の河西地域での混乱のなかで孫丞をのぞく5人が早くに没し<sup>5</sup>、孫發、孫金龍兄弟の父及び孫香の父の孫蒙は、それぞれ後継者がいるということで、財産分与（分異）後もそれぞれの祭祀・家産の継承についての心配はなかったものと考えられる（もちろん現時点で存命している孫丞も同じである）。これに対して後継者のいない「従伯」の家については、比較的早い時期に孫金龍が後嗣となり相続することになっていたようである。また祖母の在世中に、やはり後継者のいない「庶叔」の孫弘に対して、嫡系の孫發の息男を後嗣として相続させているが、このときに券書を作成せず、また孫香が知らなかったこともあって（あるいは、これが訴訟の原因か）、このたびの孫丞の意見によって、これらの既成事実を公的に認めさせようとしたのではなかったかとも考えられる。次に、宗長の孫丞は、同じく後継者がおらず、すでに亡くなっている「庶叔」の孫翹について、今回、宗族内の秩序を乱して紛糾させ、さらに県に訴えて争った2人の当事者、孫香と孫發に対して宗族内における罰として田土40畝と塙舍分（これは塙舍そのものというより金銭だったかもしれない）を負担させ「親屬一人」を選んで後継者にし、その家の祭祀を継続させようとしたものと考えられる。すなわち、宗長である孫丞は、「庶叔」2人についてそれぞれに後継者を追認もしくは定めて、各家の祭祀を維持・継続させようとしていたのではないかと思われる。

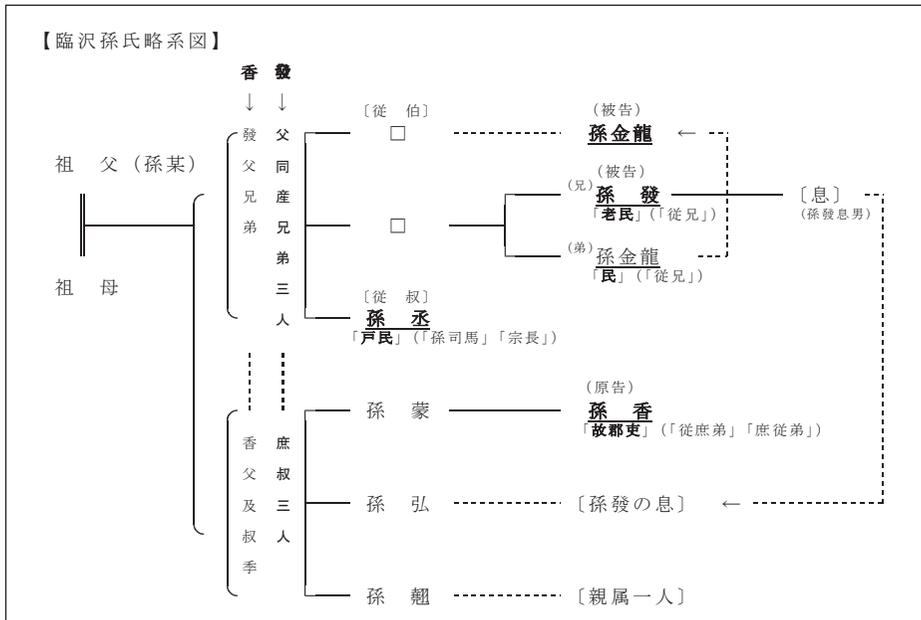
また、孫香、孫發、孫金龍の祖父母の世代については、祖母に当たる女性が、その夫（孫香たちの祖父）や息子の世代の多くが没している時期に、一族の中心として孫弘の後継者を孫發の「息男」に定めたり、財産分与（分異）に関与したりするなど宗族内の中心的役割を担っていたことを確認できる。これは一族にとって非常時における宗長の役割に匹敵する行為であったと思われる。こうした祖母の果たした役割についても「案冊」を通して考える余地があると思われるが、ここではひとまずこの点を指摘するにとどめたい<sup>6</sup>。

そのほか、孫弘を孫發の父親とする考えもあるが（例えば、[張2014]）、ここでは、ひとまず上記のように理解するのがよいように思う。また、「祖母」について、庶系の孫香の祖母で、孫香の父の孫蒙は庶母親生であるとする見方もあるが[趙・周2013]、必ずしも明らかではない。

ここでは、孫發・孫金龍兄弟の父親とその同産の兄弟、すなわち嫡系の人びとにとって財産分与（分異）後に居住する空間として臨沢県城北の旧塙が想定されていたようで、そこに付随する田地（生産空間）ともども相続の対象となっていたものと思われる。孫發の弟・孫金龍が後継者のいない従伯の後嗣となり、城北に居住するようになったのもこうした経緯によるものであろう。一方、庶系の孫蒙は実子の孫香が継ぎ、孫蒙の弟の孫弘は孫發の息子が継ぎ、残った弟の孫翹については、宗長の孫丞の意見によって、裁判で争った原告の孫香・被告の孫發が所有する資産を一定の割合で差し出し（それぞれ田40畝と塙舍分）、「親屬一人」を選んで孫翹の後嗣にすることで決着をみたことになる。いずれにしても庶系の人びとが継承したのは城西の旧塙と田であったと思われる。あるいは財産分与（分異）

後に嫡系は城北、庶系は城西と棲み分けがなされたのかもしれない。あるいは、孫發が城西に住みつくようになったのは、息子のひとりが庶系の孫弘の後嗣となり、城西に住むことになったからではないだろうか。つまり、孫發は自らが相続した城北の塙・田を売却し、息子のもとに居を移したことが孫香による訴訟の原因になったのかもしれない。

いずれにしても宗長・孫丞の意見（県の承認をえたことでその意見は県による保証をえたことになる）によって孫氏一族における孫香の父の世代の後嗣はすべて決まったことになる。こうした同族内で後嗣がない場合に後継者を決める方法として、宗長（ときに「案冊」にみられる祖母のような人物）に委ねられることがあったようである。これは、財産分与（分異）後、独立したそれぞれの家の後継者がいなくなることで、その家の祭祀が断たれるのを回避しよう意識されたことに由来するようと思われる。くわえて、祭祀の継承は当然のように家産の継承とセットになっていたと考えられ、そのため孫翹の後嗣に対しても一定の財産が保証されるように配慮されたのであろう。以上をふまえて、孫氏一族の親族関係を図示すると以下ようになるだろう。



#### 4. むすびにかえて

甘肅省臨沢県の黄家湾灘墓群 23 号墓から出土した「案冊」は、どのような目的で同墓に埋納されたのだろうか。その解明のためには、「案冊」の埋納文書としての性格を考える必要がある。また「案冊」のおかれていた位置については、現在、二種類の説明が存在する。まず、[楊 2012] では「墓主の棺蓋の上」（誰の棺か未記載）と記されており、[馬 2012] では 23 号墓（土坑墓で男性 1 人、女性 2 人を埋葬）の後室に納められた男性の

棺（Ⅲ号棺）のなかで、墓主である男性の右肩部におかれた「一套簡牘（ひとまとまりの簡牘）」に該当するように思われる。そもそも 23 号墓の墓主が誰なのか、今のところ明らかにされていないが、男性の棺からは遣策も出土しているようであり（「一件遣策」は頭部左側、「一枚遣策」は胸口部）、人物が特定できる可能性も残されている。一般に、棺の上に法律文書が置かれる場合であれば鎮墓・辟邪の可能性が指摘されており、棺内であれば同様の可能性とともに「案冊」そのものが塙・田の所有の正当性を主張する根拠に成り得ることから、来世での所有権を主張する根拠とするため埋納された可能性も生じよう[富谷 2006、町田 2013]。まさしく正式な発掘報告書の刊行が待たれる所以である。

いずれにしても、このことと同時に「案冊」そのものの内容を正確に把握する必要があることはいうまでもない。そうしたとき、「案冊」はこのままの配列でよいかどうかという点についても検討の余地が残されている。現時点では、建興元年（313 年）12 月 4 日：原告孫香の陳述、12 月 6 日：被告孫發の陳述、12 月 7 日：被告孫金龍の陳述、12 月 11 日：臨沢県令の指示、12 月 15 日：宗長・孫丞の意見、同日：戸曹掾史の王匡と董惠による判決案（→裁可？）といった時系列に並べられているが、こうした配列のままの理解でよいかどうかといった問題も存在する。「案冊」を構成する木簡 27 枚が、もとのままの内容であったとすれば、冒頭の簡は原告である孫香の訴状であるはずで、当然、紀年が記されていたものと思われる。すなわち、紀年なしの「十二月四日」から始まるはずはないであろう。一方、臨沢県令から宗長である孫丞宛の移文には「民孫香・孫發・孫金龍兄弟共諍田財、詣官紛云、以司馬爲證、寫辭在右」とあり、とりわけ「寫辭在右（右のようにかねらの供述書を書き写した）」と記されていることをふまえると、12 月 11 日付けの臨沢県令の移文の前に列ねられている孫香、孫發、孫金龍 3 人の「對」こそ、「寫辭在右」の「辭」ではなかったろうか。つまり、木簡の配列はこのままでよいのであるが、原告の孫香の陳述、被告の孫發及び孫金龍の陳述は、臨沢県令の移文に付属した文書と位置づけるべきであろう。そのあとに宗長の孫丞による「敢言之」文書と戸曹掾史による「白」文書がつづき、全体としてまとまったひとつの資料として「案冊」文書は墳墓に埋納されたのではないだろうか<sup>7</sup>。今、ここで、その当否を議論することはむずかしいが、このことは、それぞれの筆跡や行数なども関連すると思われる。いずれにせよ、正式な報告書の公開を待って、この点についてはあらためて検討してみたいと思う。

#### 注

- 1 北村 永、市来弘志の両氏が 2014 年 3 月に甘肅省文物考古研究所で実見した「案冊」は、木簡 27 点中の 26 点であった。ここで使用した写真 16 点には不鮮明な部分も含まれており、そのため必ずしも正確に積読できていない部分も含まれていることをあらかじめお断りしておきたい。
- 2 凌文超氏によれば、「案冊」は甘肅省博物館で展示されたことがあり、くわえて 2011 年に「甘肅省第二屆簡牘学國際學術研討会」でも展示されており、中国の学者の多くはこれら 2 回の機会に図版を入手し研究を展開しているという [凌 2015]。

- 3 なお、先に [町田 2013b] で紹介した「案冊」積文は、小稿の積文によってその役目を終えたものとする。
- 4 [張 2014] は、孫發の父を孫弘とする。また、孫香の父の孫蒙を庶系、孫發・孫金龍の父 (=孫弘) を嫡子と述べているが、孫弘は孫蒙の兄弟であるから庶系のはずであり、矛盾することになる。したがって、孫香、孫發たちの父親の世代についての検討が必ずしも十分でないように思われる。[柿沼 2015] は、祖父母の子として従伯、孫蒙、孫發・孫金龍の父、孫丞の 4 人兄弟がおり、このうち孫蒙に孫弘、孫翹、孫香の 3 人の息子がいるとして図示するが、嫡・庶の別に注意がはらわれていないなどの問題を含んでいる。なお、[周・李 2013] は、孫香、孫發たちの父親の世代について兄弟 6 人と述べているが、具体的な検討はなされていない。
- 5 孫發は、「荒毀之中、俱皆亡没」と述べて、孫香、孫發たちの父親の世代の人びとはすべて没したと述べているが、従叔の孫丞は生存している。あるいは本事案は、宗族内部、すなわち従叔で宗長の孫丞のもとで調停乃至裁定がなされたが、孫發はそれに不服でこのような発言をしたと考えられなくもない。しかしながら、そうした発言は、弟の孫金龍の陳述によって覆される契機になったのではないかと推測される。
- 6 たとえば、江蘇省儀徵胥浦 101 号墓出土の前漢代の遺言書（先令券書）からも相統時に果たした女性の役割を看取することができる。
- 7 これに対して、[魯 2014] は、宗長の孫丞による「敢言之」文書のなかに臨沢県令の移文及びこれに付随する 3 つの「辞」が含まれ、そのあとに戸曹掾史の「白」文書が付け加わると想定する。この推定にもとづき、木簡の順序をあらためると、宗長・孫丞の「敢言之」文書が冒頭になり、ついでそのなかに引用される形になる臨沢県令の移文とそれに付随する 3 人の陳述（ここまでで大きなひとつのまとまり）、そして最後に戸曹掾史の「白」文書ということになる。しかしながら、臨沢県令が発した移文にみえる「民孫香・孫發・孫金龍兄弟共諍田財～、司馬是宗長、足當知盡。～」は、それに回答した孫丞の「敢言之」文書のなかに「臨澤廷移壬子書、民孫香・孫發訟田、丞是宗長、足知盡。～」とあり、両者を比較してみると内容が重複している。つまり、後者は前者の内容を節録した上で意見を具申しているから、孫丞の「敢言之」文書に臨沢県令の移文が付されて一つの文書を構成していたとは考えにくいであろう。

#### 参考文献

【日文】(著者名 50 音順)

- 柿沼 2015 柿沼陽平「曹魏と西晋の土地と税制—臨澤県黄家湾村出土晋簡等よりみた民衆社会—」(2015 年 9 月 5 日、龍谷大学で開催された三国志学会での報告原稿)
- 富谷 2006 富谷 至「緒言—江陵張家山二四七號墓出土漢律によせて—」、京都大学人文科学研究所研究報告『譯注篇 江陵張家山二四七號墓出土漢律令の研究』、朋友書店
- 中尾 2011 中尾正義編著『オアシス地域の歴史と環境—黒河が語るヒトと自然の 2000 年—』、勉誠出版、2011 年
- 中尾 2015 中尾正義『地球環境学と歴史学—シルクロード、カラ = ホト遺跡共同調査プロジェクト体験記—』、山川出版社、2015 年
- 町田 2012 「甘肅省高台县出土魏晋十六国漢語文書編年」、甘肅省敦煌学学会、敦煌研究院文献所、河西学院編『高台魏晋墓与河西历史文化研究』、甘肅教育出版社、2012 年
- 町田 2013a 町田隆吉「河西出土魏晋・五胡十六国時代漢語文献の基礎的整理」、渡邊義浩編『第四回日中学者中国古代史論壇論文集 中国新出資料学の展開』、汲古書院、2013 年
- 町田 2013b 町田隆吉「河西出土魏晋・五胡十六国時代漢語文献の基礎的整理 補遺 (一)」、『西北出土文献研究』第 11 号、2013 年
- 町田 2015 町田隆吉「甘肅・臨沢出土の西晋簡をめぐって (稿)」(2015 年 9 月 20 日、東京大学で開催されたシンポジウム「後漢・魏晋簡牘研究の現状」での報告原稿)

【中文】(著者名画数順)

- 吳 2012 吳浩軍「魏晉南北朝敦煌文獻編年增補—敦煌墓葬文獻研究系列之一」、甘肅省敦煌學學會、敦煌研究院文獻所、河西學院編『高台魏晉墓與河西歷史文化研究』、甘肅教育出版社、2012年
- 周・李 2013 周銀霞・李永平「“西晉建興元年臨洺縣廷決斷孫氏田塢案”簡冊文書經濟問題考略」、『湖南省博物館館刊』第10輯、2013年
- 凌 2015 凌文超「評議」(2015年9月20日、東京大學で開催されたシンポジウム「後漢・魏晉簡牘研究の現状」での評議〔コメント〕原稿)
- 馬 2011 馬海真「破解甘肅四神穿壁紋封門磚的紋飾密碼」、『收藏快報』2011-43、<http://www.dfsc.com.cn/2011/1110/49602.html>
- 馬 2012 馬海真『臨洺縣黃家灣灘墓群發掘與分期研究』(南京師範大學・碩士論文、指導教員:湯惠生)、2012年
- 張 2014 張榮強「甘肅臨洺所出西晉簡冊考釋」(2014年11月15日、明治大學で開催の長沙走馬樓吳簡研究會での報告原稿)
- 楊 2012 楊國營「“田產爭訟爰書”所展示的漢晉經濟研究新視角—甘肅臨洺縣新出西晉簡冊積読と初探」、『中國經濟史研究』2012年第1期
- 楊・湯 2013 楊國營・湯惠生「從《臨洺晉簡》再看西晉“占田課田制”研究中的幾個問題」、『史學月刊』2013年第11期
- 賈 2012 賈小軍「臨洺出土《田產爭訟爰書》積読及相關問題」、『魯東大學學報』(哲學社會科學版)2012年第5期(第29卷第5期)
- 趙・周 2013 趙莉・周銀霞「“西晉建興元年臨洺縣廷決斷孫氏田塢案冊”所反映的河西鄉里制」、『敦煌研究』2013年第4期(總第140期)
- 趙寧 2014 趙寧『散見漢晉簡牘的蒐集與整理』(吉林大學・碩士論文、指導教員:何景成)、2014年
- 魯 2014 魯家亮「甘肅臨洺田西晉《田產爭訟爰書》芻議」、『簡帛』第九輯、2014年
- 羅 2014 羅將「從甘肅臨洺新出土“田產爭訟爰書”窺見西晉民事糾紛的解決」、『佳木斯大學社會科學學報』2014年第4期(第32卷第4期)

付記 2014年3月に、北村 永、市來弘志の両氏は、甘肅省文物考古學研究所において「案冊」の木簡27点のうち26点を確認され、写真撮影も許可された。その後、送付していただいた写真のなかに「案冊」の木簡16点が含まれていたことから、これらを積文の確認に利用させていただいた。このことに対して厚くお礼申し上げます。くわえて、2015年9月20日に東京大學で開催されたシンポジウム「後漢・魏晉簡牘研究の現在」(下記の關尾史郎氏を代表とする科学研究費補助金による研究の中間報告会)における筆者の報告「甘肅・臨洺出土の西晉簡をめぐって(稿)」に対して、李周炫(韓国・ソウル大學校博士生)、凌文超(中國・社會科學院歷史研究所)、劉欣寧(台灣・中央研究院歷史語言研究所)、藤田勝久(愛媛大學名譽教授)の四氏より様々に有益なコメントをいただいた。そのすべてを反映しているとはいえないが、あわせて感謝を申し上げます。

[小稿は、2013～2016年度科学研究費補助金・基盤研究(A)「課題番号25244032 新出簡牘資料による漢魏交替期の地域社会と地方行政システムに関する総合的研究」(代表者:關尾史郎(新潟大學教授))による研究成果の一部である。また、桜美林大學2014年度学外研修による研究成果の一部でもある。]

(2015年9月23日記)